

「製品安全4法改正を踏まえた経済産業大臣の処分に係る審査基準等（案）」に対する
意見公募手続の結果について

令和7年8月7日
経済産業省
大臣官房産業保安・安全グループ
製品安全課

「製品安全4法改正を踏まえた経済産業大臣の処分に係る審査基準等（案）」について意見公募手続を実施しました。

お寄せいただいた御意見に対する考え方を、別添のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。なお、行政手続法第43条第2項の規定に基づき、提出意見は整理又は要約しています。

今回御意見をお寄せいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

1. 実施期間等

(1) 意見募集期間

令和7年6月27日（金）～令和7年7月26日（土）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」ホームページの掲載等により周知を図り、e-Gov、郵送又は電子メールにより御意見を募集。

2. 提出意見の総数

1件

番号	提出意見	提出意見に対する考え方
1	<p>【消費生活用製品安全法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について】の 第1 審査に対する処分 1 審査基準 (2)において、「その販売事業者における安全性の確認」とは、販売事業者の責任において安全性の確認を行うことを意味し、販売事業者が自分で安全性の確認作業を直接行うことではないと解してよいか。</p>	<p>御指摘の「その販売事業者における安全性の確認」については、自らの責任において「消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について」に基づいて対応することが必要です。具体的には、同解釈2(4)④ニに規定する子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するために必要な体制を整備した上で、2(5)⑤イからホの規定に基づいて安全性の確認をすることが必要です。</p>